

令和8年度

**繁華街エリアにおける新規出店及び
リニューアルに関する補助金
募集要項**

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金 募集要項

1 目的

北九州市では、ナイトタイムエコノミーの促進に寄与することを目的として、繁華街エリアにて新規出店等を行う事業者に対し、補助金を交付することにより、繁華街エリアの活性化や魅力向上を促進します。

2 補助対象者

以下の全てを満たす場合、補助金の申請が可能です。

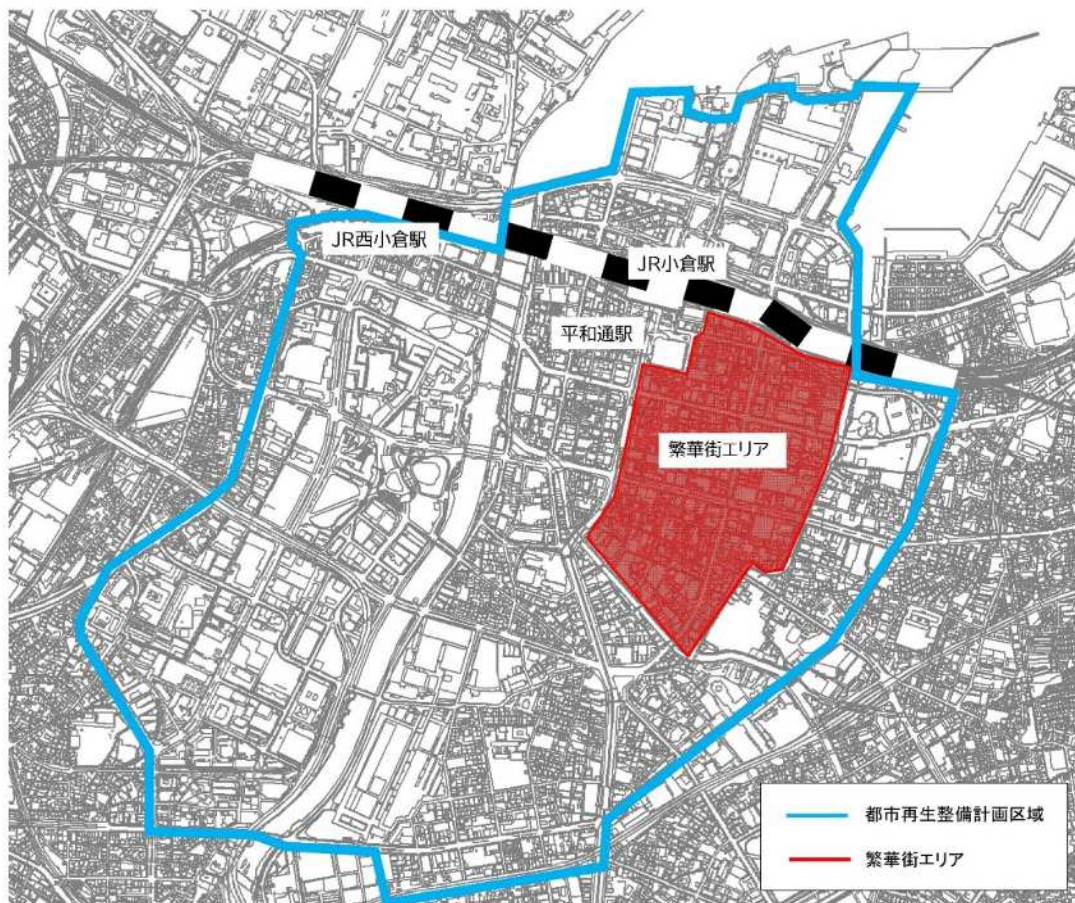
- (1) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でない認められる者でないこと
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

3 補助対象となる事業

上記1の目的に沿った事業で下記の要件を満たすものが対象となります。

- (1) 繁華街エリアへの出店を行う事業であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (3) 1日の営業において、18時～24時までの時間帯で最低3時間以上営業すること。
- (4) リニューアルの場合、転換を行うことで、転換する前に比べて更なる誘客が期待できる内容が企画されていること。

※繁華街エリアとは、以下の地図に示すエリアを指します。



4 補助金額及び補助対象経費

補助対象経費	(1) 新規出店 賃借した空き店舗の改装等に係る経費 (2) リニューアル 店舗の改装費に係る経費のうち、店舗の魅力向上につながる工事等の経費
枠の選択	本補助金については、「通常枠」と「特別枠」を事前を選択していただき、事業計画書に示していただく必要があります。 ※特別枠の詳細については「8 審査」の(6)をご覧ください。
補助率	通常枠、特別枠共通：対象経費の1/2
補助上限	通常枠：75万円 特別枠：150万円

5 補助予定件数

全体で1～2件程度（見込み）

※補助金予算額に達した場合、その後の募集は行いません。

6 申し込み

申請受付期間	令和8年4月20日（月）から12月28日（月）平日のみ 受付時間は、8時30分から17時15分までです（12時から13時は除きます。） ※上記期間中、概ね月の初日から末日までを1周期として、審査等を行います。 令和8年度の審査は5月（4月受付分）からの予定です。
受付方法	持参、郵送、もしくはデータ送付
注意事項	※ <u>提出前に本補助金事業担当者とは必ず内容等の事前協議を行ってください。</u> 正式な提出は、協議後の受付となります。

7 申請書類

事前協議後、以下に従い、提出受付期間内に必要書類を担当部署まで提出してください。

(1) 提出書類

- ①事業計画書
- ②履歴事項全部証明書の写し及び暴力団排除に関する誓約書兼役員一覧
- ③賃貸借契約書の写し
- ④営業時間が分かる販促物等
- ⑤改装費による申請の場合、改装費の見積書の写し等所要金額が分かる根拠書類、
改装工事図面及び改装費工程表
- ⑥客引き行為等に関する宣言書

(2) 提出部数

15部 又は データー式 ※必要書類を上記(1)の記載の順に並べて提出してください。

8 審査

(1) 審査方法

応募者ごとに時間を指定し、プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答（10分程度）により審査を行います。応募多数の場合は、事前にプレゼンテーション等を実施する事業の絞り込みを行います。

(2) 審査員

北九州商工会議所、学識経験者、北九州市職員などから数名選出。

(3) 審査会の日程

申請した月の翌月中旬頃

(4) 審査結果通知

申請した月の翌月下旬頃 ※採択・不採択に関わらず、審査結果を郵送します。

(5) 審査基準

審査は、本募集要綱、要領に定められている要件を満たしているか書面審査を行い、プレゼンテーションでは、以下の着眼点で評価を行います。

評価項目	評価の着眼点
事業性	<ul style="list-style-type: none">・ 出店場所と事業内容が妥当であるか・ 事業全体について十分なスキルやノウハウがあるか・ ある程度顧客の見込み数を把握しているか
資金面	<ul style="list-style-type: none">・ 必要な資金と調達の方法が適切であるか・ 補助終了後も事業運営に必要な利益を計上していく見込みがあるか
営業方針	<ul style="list-style-type: none">・ 企業理念に共感できるか・ 従業員教育に意欲的であるか・ IT関連（SNS）などの活用に意欲的であるか・ 店舗内が効率的な配置であるか・ リピート客を期待できるサービスの提供があるか
営業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 繁華街エリア内で出店している他店にはない明確な差別化がなされており、エリアへの集客が期待できる事業内容か・ 若者や女性、観光客（インバウンド含む）などこれまで繁華街エリアへ訪れたことの無い方が来店しやすく、楽しめるサービス内容となっているか・ トラブルの発生しやすい環境、客層を避ける仕組みなど、来店者、来街者が安心して利用できる配慮があるか
経営者の資質	<ul style="list-style-type: none">・ 今後の繁華街エリアを担っていく人材として期待できるか・ 出店する地域を活性化させる具体的なイメージがあるか・安全、安心なまちづくりに対する理解があり、自らも進んで健全な繁華街となるよう取り組んでいるか
感染症対策	<ul style="list-style-type: none">・ 「3密回避」「従業員、客（利用者）への周知、対応、体調管理（確認）」「施設の清掃、消毒等」について対策を考えているか

(6) 特別枠

「北九州にはない、特別体験、非日常、没入感を味わえるエンタメを提供するお店」の場合、補助上限を150万円に拡大します。

※特別枠に該当しうる事業の例

- ・音響や照明を駆使した「五感で楽しむレストラン」
- ・物語の世界に入り込んだような「謎解きカフェ」
- ・最新のVR（仮想現実）技術を活用した「体験型ショールーム」

※事業計画書に、通常枠・特別枠のどちらで申込を希望するか記載してください。

(7) その他

※補助事業の採択にあたっては、事業の一部変更を条件に付す場合があります。

※補助金額については、申請内容を審査のうえ決定しますので、**申請通りに交付されることは限りません。**

※採択・不採択に関する異議申し立て等は一切受け付けません。不採択となった場合の理由をお答えすることはできません。

※提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

9 補助金の交付決定及び支払い

交付決定 採択結果通知後、改装工事の着手又は備品等の発注までに交付申請書を提出してください。

交付申請書の提出があったのち、申請内容を審査のうえ、決定通知を送付します。

※事業計画書記載の開業予定日から3か月以内に開業できるよう、工事期間などをよく確認して、申請してください。

補助金の支払い 原則、企画した事業の終了後に提出する実績報告が完了した段階で支払い手続きを行います。（「精算払」）

※補助金の請求にあたっては実績報告書の提出が必要です。

必要書類を期日までにご提出ください。

実績報告書には、支出の事実を確認できる書類を添付してください。

（領収書、通帳の写しなど）

※補助事業の円滑な実施のため、特に必要と認められる場合は、事業期間中に補助金の全部又は一部を「概算払」で支払い、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算手続きを行うことも可能です。

概算払をご希望の場合は、ご相談ください。

10 その他

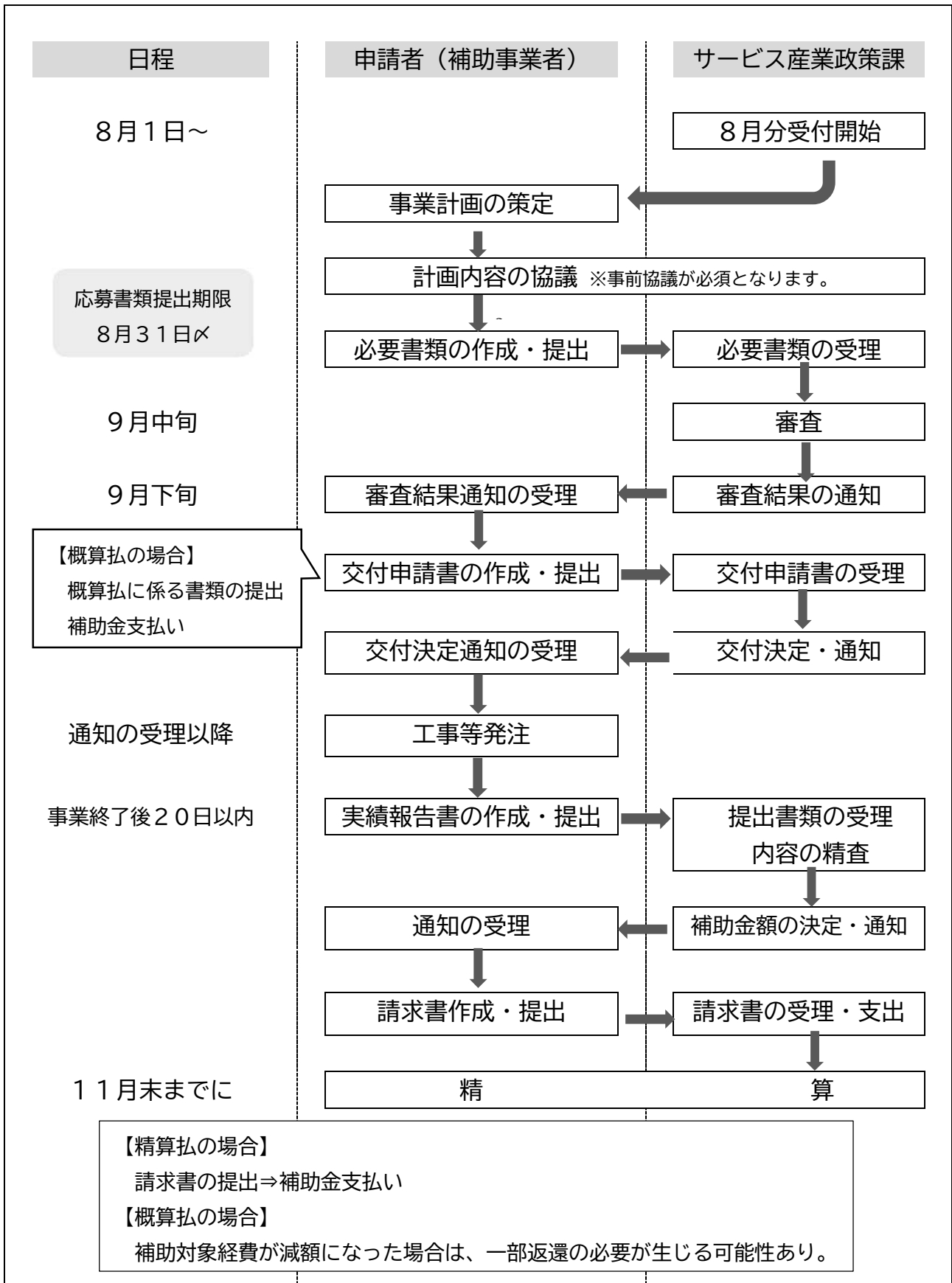
本募集要項のほか、詳細について下記資料を必ずご確認ください。

- ・ 繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要綱
 - ・ 繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要領
 - ・ 繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金 Q & A
- ※本募集要項の8ページ以降に掲載

11 申請書類の提出先・お問い合わせ先

宛先	北九州市産業経済局 サービス産業政策課
住所	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所 本庁舎7階
メール	san-service@city.kitakyushu.lg.jp
電話	093-582-2050

12 事業スケジュール例（申請月：8月、開業月：11月）



【ナイトタイムエコノミー推進プロジェクトについて】

Q. 繁華街エリアとはどこを指すのか。考え方は？

A. 夜間（18時～24時）の営業を行っている小売業又はサービス業の店舗が5割合以上集積している京町三丁目～古船場町のことを指します。実際の区域については、各要綱に定めるとおりです。

Q. 「繁華街エリア外からの誘客」とは？（本プロジェクトのねらい）

A. 小倉都心部を訪れる観光客や普段繁華街エリアを訪れることの無い方が、繁華街エリアを訪れ、夜のまちを楽しんでもらうことで、市内の滞在時間の延長、宿泊の増加、新たな顧客の獲得に繋げ、「稼げるまち」の実現を目指すものです。

【補助金の申請について】

Q. 事前協議について

A. 必要書類の提出の前に、北九州市との事前協議が必須となります。

必要書類の作成前に、事業内容や応募時期などについて各補助金の担当者までご相談ください。

Q. 通常枠や特別枠とは？

A. 【通常枠】

本補助金の目的である「ナイトタイムエコノミーの促進」に寄与する店舗を対象とします。新たな店舗の開業・リニューアルによって、今まで繁華街に訪れたことのない層や小倉を訪れる観光客などが繁華街に足を運びきっかけになるような事業内容であることが求められます。

<該当しうる店舗の例>

- ・レトロ感溢れ皆で宴が楽しめるスナック
- ・万国共通で楽しめる！プロ級のマジックが体験できるバー

【特別枠】

通常枠に該当する事業の中でも「北九州にはない、特別体験、非日常、没入感を味わえるエンタメを提供するお店」を対象とします。来訪者に強い印象を残す体験を提供する事業内容が求められます。通常枠の基準に加え、特別体験の創出という観点などから審査を行います。

- Q. 特別枠で不採択となった後、通常枠へ申し込むことは可能か。
- A. 改めて申し込みを行う必要はなく、以下のとおり自動的に通常枠の審査を行います。
審査方法：特別枠の提出資料及びプレゼンテーション内容に基づき、通常枠の基準で再審査します。

手 続 き：申請者側での追加の手続きや再度の申し込みは不要です。

例) 8月に特別枠にて申請し、9月の審査にて不採択と判断された場合、同9月の審査内で再審査を行い、通常枠の基準を満たしていると判断されれば、9月末頃に通常枠での採択（特別枠の不採択）として決定します。

- Q. 新規出店の定義は？

- A. 空き店舗を賃借し、法律上遵守すべき許可等を取得した上で、新たに事業を開始することを指します。

- Q. 「移転」「2号店」はどう判断するのか。

- A. それぞれの考え方は以下のとおりです。

■移転

既存店の営業活動を停止し、繁華街エリア内に出店する場合を指します。この場合の営業活動の停止とは、賃貸借契約等が継続されていても、事実上の閉店している状態をいいます。

移転は、「新規出店」と見なし、新規出店による必要要件等を満たすことで、申請を可能とします。

■2号店

既存店の営業活動を停止せず、繁華街エリア内に出店する場合を指す。既存店の所在が繁華街エリアの内外に関わらず、「新規出店」と見なします。

また、繁華街エリアに既に2号店を開業している場合で、リニューアルの要件に該当する場合は、申請することも可能です。

- Q. リニューアルの定義は？（更なる誘客とは？）

- A. 繁華街エリア内で既に開業している事業について、「店舗としての付加価値がつく」「店舗の魅力が向上する」などの効果を目指し、店舗の改装や備品の購入を指します。

要綱第3条第1項第4号にある「更なる誘客」とは、すでに開業している事業の客数や売上等が増加することを指します。

(例)

酒類を提供するバーが、より顧客に楽しんで過ごしてもらえるようテーブルやステージなどを店内に設置し、マジックバーとして再開業する。

Q. 要領第2条第4項における「サービス内容の変更・追加や事業規模の拡大を図るための店舗改装等」とは？

A. 店舗のリニューアルを図る際に、新たに必要となった工事や備品のことを指します。一方、インフラ設備や既に保有している備品の更新などは対象外となります。

Q. 補助の対象となる経費、ならない経費についてどう考えるのか。

A. 補助金の交付の対象となる経費は、事業に直接要する改装費や備品費を対象とします。改装に係る経費全体から、補助対象外経費を差し引いたものとなります。

$$\text{補助対象経費} = \text{改装等の経費全体} - \text{補助対象外経費}$$

補助対象外経費

補助対象事業は、事業に直接要する改装費や備品費に限ります。特にリニューアルの場合、単なる老朽化した設備の更新や備品の改修等は補助対象外経費となります。

※事業内容や店舗の状況等によって判断いたしますので、詳しくは補助金担当者までお尋ねください。

※補助対象経費の算定にあたり、業務ごとに専門業者からの見積書を徴収してください。

ただし、見積書の額が1件につき**20万円以上の場合**は**3社以上**の見積書を徴収し、その最低金額を予定額として事業予算に計上してください。

※**見積業者は、原則として北九州市内の業者**としてください。市内業者では取扱いが無い等の合理的な理由がある場合は、事前協議の際に市にご相談ください。

Q. 領収書がないものは補助対象となるか。

A. 領収書がないものは支出の根拠が確認できないため補助対象外となります。

なお、領収書がある場合でも、通帳等により「実際に支払いが行われたという事実」の確認が行えない場合、補助対象外経費となります。

Q. 見積書の記載内容について。

A. 収支予算書の根拠となる見積書において、「一式」など内容が不明確なものは、補助対象経費の妥当性や、補助対象経費が含まれていないかなどの判断が困難になるため、認められません。内訳を必ず記載してください。

実績報告の際に提出する「支出の事実を確認できる書類（契約書、領収書等）」についても同様です。

- Q. 事業計画書や交付申請書に計上する経費等について、大幅な変更が発生する可能性が生じた場合、どのように対応すべきか。
- A. 事業の収支は、事業計画に基づき、適切に見積もった金額を計上してください。補助金交付決定後、大幅な変更が発生した場合は、速やかにサービス産業政策課へ報告し、変更申請書を提出してください。
- 変更申請書には、変更に至った経緯・理由、企画の追加や予期せぬ事情による変更など、「当初の事業計画に予定していなかったが、やむを得ない理由で変更に至ったもの」と認められるだけの理由を具体的に記載してください。
- なお、事業実施後の変更申請は認められませんので、ご注意ください。
- Q. 見積書が取れない経費について。
- A. 見積書が取れない経費については、補助対象経費とは認められません。
- 改装費・備品費に関わらず必ず見積書（金額や数量、規格等が分かるもの）を提出してください。
- Q. 事業報告書の提出時期は。
- A. 事業期間の終了から20日以内または当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書類をご提出ください。提出期限は期限厳守となります。実績報告書類の内容の確認ののち、補助金が支払われます。（概算払の場合は、事業期間中に支払われます。実績報告後、確定額が既に交付を受けている額を下回った場合は、差額を返還していただきます。）

【補助金の交付が決定した場合の留意事項】

- (1) 補助事業への着手は、補助金交付決定通知の到達後となります。工事に係る契約締結や備品の発注は、必ず補助金決定通知書の通知を受けた日以降に行ってください。
- (2) 申請内容から変更が生じるときは、速やかにサービス産業政策課へ報告してください。変更申請が必要であると判断された場合、申請手続きをご案内いたします。
- (3) 事業の実施に当たっては、県及び国の定める感染拡大防止のためのガイドライン等を遵守し、適切に感染症防止対策を行ってください。
- (4) 事業の完了後は実績報告が必要となります。事業実施前にあらかじめ実績報告の必要書類を確認のうえ、必要データや資料を揃えていただくようお願いします。

- (5) 次のいずれかに該当した場合、助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合、期限を定めて補助金を返還していただくこととなります。
- ・ 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - ・ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ・ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ・ 別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
 - ・ 要綱の規定に違反したとき。
 - ・ 市長の承認を受けずに事業を変更・中止したとき。
 - ・ 事業の遂行の見込みがないと判断されるとき。
 - ・ 要綱に定める補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
 - ・ 要綱に定める補助金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (6) 市が事業の運営等の状況について実地検査を行う場合、これに応じる必要があります。
- (7) 関係書類の保存は、補助金を受けた年度終了後、10年間保存してください。